

第2期豊中市強靱化地域計画（素案）に関する意見募集の結果について

令和7年（2025年）1月17日～2月6日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール		
4	電子申込システム	1	6
5	所管課への直接提出	1	2
6	その他		
	合計		

（上記以外に、本計画案の内容とは直接関係のないもの1人2件の意見がありました。）

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	2	8
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	合計		

（上記以外に、本計画案の内容とは直接関係のないもの1人2件の意見がありました。）

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	第2章 P4～5, 3(1)(2)(4) 及び 4 対象とする災害	対象とする災害に毎年確実に発生する異常熱波が入っていないのはなぜか？豊中市では R4 年 152 名 R5 年 213 名 R6 年 5～9 月で 120 名が死亡している。これに加えて救急搬送される人は数倍の数に上る。 異常熱波は地震・風水害と比べていつ起こるかがはっきりしていて確実に起こる災害であり、かつ山火事等の発生もあり得る。 もっと対策を考えるべきであり、異常熱波が対象となっていないのはおかしい。第3章の 1-(1)には「あらゆる自然災害」とあるが異常熱波は自然災害である。 同じく 3-(2)「救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに」とあるが、熱中症多発時期に大地震が発生した場合、救助・救命・医療活動を行うのは大変難しいのは明らかである。 従って、第3章計画の推進に上記事項を追加する必要がある(4)-4-2「農地・森林や生態系の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下」は重点事項とすべき。	第2期強靱化計画の想定とする災害は、国の国土強靱化基本計画および豊中市地域防災計画と整合をはかっており、それらの計画には異常熱波が含まれていないことから、対象としていません。なお、近年、熱中症の発症危険度が高まっていることもふまえ、クールスポットを設置する等、熱中症対策に関する取組みは全庁的に実施しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
2	P8 3.防災訓練 13 神崎川流域合同防災訓練参加者数	住民の高齢化が年々進む中で、具体的には何名増加させることを想定しているのか。数十名単位が限界ではないか？毎年台風は来るし、南海トラフでは津波被害も予想される。計画ベースの対策では南海トラフが先に来る。具体的に高層階の避難ビルを建設するとか防潮堤を早急に設置すべきではないか？景観よりも命を優先。神崎川の川底を深くしてもいずれ上流からの土砂が堆積する。川の生態系や環境保全を考慮すると神崎川の川底を深くすることは選択肢から外すべき。	第2期豊中市強靱化地域計画は、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「地域防災計画（第2編災害予防計画）」と整合を図っており、地域防災計画の中でも、特に重要度が高い取組みを、第2期豊中市強靱化地域計画に位置付けています。 本市においては、神崎川以南（大島町の一部）が、津波浸水想定区域となっています。しかしながら、津波浸水想定区域の範囲は1ha未満かつ浸水深が1.0m未満であることから、第2期豊中市強靱化計画においては、津波を対象とする災害に含めず、対応する取組みも位置付けておりません。 台風等の風水害については、P9「9.水害予防対策の推進」で河川等の改修や水害防止対策の推進に向けた取組みを定めています。 なお、第2期豊中市強靱化地域計画では国土強靱化に向けた市の取組みの方向性を位置づけるものであり、個別具体的な状況まで記載していません。各災害に対する取組みについては、地域防災計画にて記載しています。
3	P9 6.都市基盤施設整備の推進	「地震時等に著しく危険な密集市街地」の整備にて神崎川駅周辺整備基本計画が上がっているが、同計画を何年もかけて具体化する前に住民がすぐに避難出来る高層のビルを設けたり、防潮堤を整備・強化すべきではないか？水害は毎年発生する。また地震や津波であれば南海トラフが先に来たということになるのではないか。	参考： 地域防災計画 第2編災害予防計画
4	P8 4.防災空間の整備・充実「18 生活関連経路の整備地区」	生活関連経路の整備地区 R5 年で 0→R9 年 9 地区 4 年で 9 地区も出来るのか疑問。具体策・具体的な計画を HP 上に掲示して下さい。	生活関連経路の整備地区に関しては、豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）で示しておりますが、生活関連経路バリアフリー整備計画（5 地区）については令和 7 年 5 月末頃に策定する予定としており、残り 4 地区についても引き続き策定してまいります。また、整備の目標値（指標）についても現在見直しを進めております。 参考： 豊中市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
5	P9 5.建築物の安全対策「20 不良度が高い 空き家の件数」	長年にわたり不良度の高い空き家の件数は 79 件から R9 年までに 10 件程度を減らせたとしても、高齢化及び高齢者の単身世帯増加によりあらたに不良度の高い空き家が増加する。 また毎日、児童・生徒が登校する通学路に残っている危険家屋は、大阪府北部地震の時の高槻市立寿栄小学校でのブロック塀倒壊のようなケースを招く可能性がある。通学路に危険建物が多ければ「子育て NO1」と言えない。	空き家対策については、第 2 期豊中市強靱化計画の「5. 建築物の安全対策」(P9)に含まれています。 第 2 期豊中市強靱化地域計画では国土強靱化に向けた市の取組みの方向性を位置づけるものであり、個別具体の状況まで記載していません。 なお、空き家の件数や具体的な対策については、「豊中市空き家等対策計画」を定め取組みを進めています。 参考：豊中市空き家等対策計画
6	P9 第 3 2.重点事項に対する取組み及び指標取組み 5 建築物の安全対策	「不良度が高い空き家の件数」は「79 件」とあるが、普段の生活実感として、危険を感じる空き家はもっと多いと感じる。豊中市で把握出来ていない危険な空き家も多いのではないかと。少なくとも通学路に面した空き家については大至急、調査と対策を進めて欲しい。 子育てしやすさ NO-1 を謳うのであれば、当然必要なことだと思う。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
7	P9 第 3 2. 重点事項に対する取組み及び指標 取組み 5 建築物の安全対策	「住宅耐震化率」について「91% (令和 2 年度)」とあるが、住居用建物だけでなく、商業用建物(小規模な個人商店も含む)の耐震化を急いで進めるべきである。商業用建物は人や車の往来の多い通りに面しているものがほとんどであり、それらの建物が地震によって倒壊すれば、通学中の子どもを含む多数の死傷者が発生する恐れがある。避難や救助活動が困難になる可能性が高い。	市域における住宅・建築物(民間建築物含む)の耐震化対策については、第 2 期豊中市強靱化計画の「5. 建築物の安全対策」(P9)に含まれており、その指標を住宅の耐震化率としたものです。 第 2 期豊中市強靱化地域計画では国土強靱化に向けた市の取組みの方向性を位置づけるものであり、個別具体の状況まで記載していません。 なお、建築物等の耐震化に関する具体的な対策については、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」を定め、取組みを進めています。
8	P9 5. 建築物の安全対策「19 住宅の耐震化率」	住宅の耐震化率が 90%超は評価出来るが、市内各地にある商店街の耐震化率が住宅同様に 90%を超えているとは思えない。補助金も少額であり後継者が不在の商店が商売を継続するのに本気で建替したり耐震化するとは思えない。 商店街を小売業だけでつまり商店街として再生しようとするから、今の経営者のままで再生しようとするから難しいことになる。 行政が丁寧に指導・助言をして、廃業すべき商店は廃業し小売業の商店だけでなく、スタートアップ・スモールビジネスの事務所があってもいいのではないか。 大阪市内よりは遙かに安い家賃で事務所やアンテナショップを持つことが出来る。 廃業する商店の店舗を耐震化・小綺麗にリノベして元々のオーナーが新しい業態に賃貸する。小綺麗にしないと客も買う気持ちになれない。衰退して行くのみ。 例えば市役所の門前町である岡町・桜塚商店街が震災で能登の朝一商店街のように焼け野原になった時、すぐ近くに市役所があるのに市役所は何も指導・対応していなかったの？と非難された時、弁解出来ますか。想像して見て下さい。	参考： 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

1. 第2期豊中市強靱化地域計画【本編】

(概要)

改訂作業中であった分野別計画の状況等をふまえ、最新の情報に更新しました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
第3章 計画の推進 2. 重点事項に対する取組みおよび指標 4. 防災空間の整備・充実 18. 生活関連経路の整備地区 当初値（令和5年度時点） 0地区 目標 <u>完成地区9地区</u>	第3章 計画の推進 2. 重点事項に対する取組みおよび指標 4. 防災空間の整備・充実 18. 生活関連経路の整備地区 当初値（令和5年度時点） 0地区 目標 <u>完成地区2地区</u>

2. 交付金・補助金を伴う事業一覧【別添資料】

(概要)

令和7年度予算の見直しに伴い、交付金・補助金の対象となる事業を最新の情報に更新しました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
学校施設環境改善交付金 ■大規模改造（トイレ）（校）（令和7年度） <u>大池小学校・中豊島小学校・原田小学校・北丘小学校・東丘小学校・高川小学校・南丘小学校・泉丘小学校・野畑小学校・東豊台小学校・北条小学校・寺内小学校・緑地小学校・東泉丘小学校・北緑丘小学校・新田南小学校・第四中学校・第八中学校・第十二中学校・第十四中学校・第十六中学校・第十七中学校・第十八中学校</u> ■大規模改造（バリアフリー）保有 2000 m²・エレベーター（校）（令和7年度） <u>原田小学校・高川小学校</u> ■大規模改造（教育内容）（校）（令和7年度・令和8年度） <u>新田南小学校</u> ■防災機能強化（自家発電設備）（令和7年度・令和8年度） <u>庄内さくら学園</u> ■防災機能強化（自家発電設備）（令和7年度） 庄内よつば学園 ■屋外教育環境（グラウンド）（令和7年度） ■学校水泳プール（屋外）一般（Ⅱ期工事）（令和7年度） 庄内よつば学園	学校施設環境改善交付金 <u>（削除）</u> ■防災機能強化（自家発電設備）（令和7年度） 庄内よつば学園 ■屋外教育環境（グラウンド）（令和7年度） ■学校水泳プール（屋外）一般（Ⅱ期工事）（令和7年度） 庄内よつば学園

(修正前)	(修正後)
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業） <u>名勝西山氏庭園整備事業 建造物（洋館・渡り廊下等）及び庭園文化財修復業務（令和 7 年度）</u> <u>国指定名勝西山氏庭園</u>	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 （歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業） <u>名勝西山氏庭園整備事業【令和 7 年度から令和 9 年度】</u> <u>名勝西山氏庭園</u>
<u>名勝西山氏庭園整備事業 建造物（洋館・渡り廊下等）及び庭園文化財修復確認業務（令和 7 年度）国指定名勝西山氏庭園</u>	
<u>名勝西山氏庭園整備事業 建造物（主屋）耐震補強及び実施設計（令和 7 年度）</u> <u>国指定名勝西山氏庭園</u>	
防災・安全交付金（道路事業） 道路附属物改修事業 主要道路舗装事業 神崎刀根山線舗装事業 生活道路舗装事業 路面下空洞調査事業 橋梁長寿命化事業	防災・安全交付金（道路事業） 道路附属物改修事業 <u>道路土工構造物（法面・擁壁）点検調査 R8 事業費 0.3 億円</u> 主要道路舗装事業 <u>幹線道路舗装工事 R7～R9 総事業費 4.9 億円</u> 神崎刀根山線舗装事業 <u>神崎刀根山線舗装工事 R7～R9 総事業費 1.5 億円</u> 生活道路舗装事業 路面下空洞調査事業 <u>路面下空洞調査 R7～R9 総事業費 1 億円</u> 橋梁長寿命化事業 勝部寺内線（若竹橋外）改修工事 R7～R8 総事業費 6.2 億円

(修正前)	(修正後)
防災・安全交付金（水道・下水道事業） 社会資本総合整備計画 ・下水道ストックマネジメント事業（豊中市全域）【継続】 社会資本総合整備計画 ・豊中市浸水対策事業（豊中市全域）【継続】 社会資本総合整備計画 ・豊中市ポンプ場処理場耐水化事業（庄内処理区）【R5-R8】	防災・安全交付金（水道・下水道事業） 社会資本総合整備計画 ・下水道ストックマネジメント事業（豊中市全域）【継続】 社会資本総合整備計画 ・豊中市浸水対策事業（豊中市全域）【継続】 社会資本総合整備計画 ・豊中市ポンプ場処理場耐水化事業（庄内処理区）【R5-R8】 <u>社会資本総合整備計画【R7-R9】</u> <u>・導水管・送水管耐震化事業</u> <u>社会資本総合整備計画【R7-R9】</u> <u>・重要施設配水管</u> 社会資本総合整備計画【R7-R9】 ・水道管路緊急改善事業
社会資本総合整備計画 ・水道管路緊急改善事業 <u>防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）</u> <u>庄内駅西地区都市構造再編集集中支援事業【R2～R6】</u>	<u>（削除）</u>